

史跡芥川城跡整備基本計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名称

史跡芥川城跡整備基本計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、令和7年度に策定した『史跡芥川城跡保存活用計画』をふまえ、史跡の本質的価値を正しく伝え、保存と活用を図り、史跡の特色を活かした整備を実施するために、高槻市が行う『芥川城跡整備基本計画』の策定を支援するものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 対象区域（別紙参照）

史跡芥川城跡の史跡指定地（高槻市大字原）と今後保護を要する範囲
対象面積約 235,000 m²

5. 業務内容

1) 計画条件の整理

- ・ 既往資料の確認・把握
史跡に関する調査報告書、主要資料（図面、文書、地図等）、その他関連事業計画書等の既存資料の確認を行い、計画策定に必要な情報の把握を行うこと。
- ・ 上位計画、関係法規、整備水準等を整理すること。
- ・ 計画対象地及びその周辺地域について、植生や地形、土地利用状況、景観、用地境、既存施設（雨水排水系統、汚水排水系統、井戸設備、電気設備等）について、現地調査をふまえて現状と課題を整理すること。
- ・ 文化財保護法等の関係法規の他、次を参考に実施し、文化庁が示す指針等に沿った計画になるように行うこと。
 - a) 『史跡等整備のてびき』平成17年 文化庁文化財部記念物課監修
 - b) 『石垣整備のてびき』平成27年 文化庁文化財部記念物課監修
 - c) 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』平成27年 文化庁文化財部記念物課
 - d) 『高槻市文化財保存活用地域計画』令和4年 高槻市
 - e) 『史跡芥川城跡保存活用計画』令和8年 高槻市
- ・ 隣接する府名勝摂津峡の関連計画との整合を図ること。
 - a) 『摂津峡公園リニューアル基本構想』令和8年 高槻市

- b) 『摂津峡公園基本計画』令和8年度策定予定 高槻市
- ・市全域の歴史、文化、観光のネットワークのなかで芥川城跡を位置づけること。

2) 史跡整備基本計画の検討

以下の内容について整理・検討すること。

- ①目的、理念
- ②歴史的環境、自然的環境、社会的環境
- ③史跡等の概要と現状
- ④基礎的な調査結果の概要（発掘調査、史料調査、実測調査等）
- ⑤基本方針の検討
- ⑥広域整備計画の検討
- ⑦全体計画及び地区区分計画の検討
- ⑧整備内容に関する検討

以下の項目について、史跡芥川城跡の現状と計画条件をふまえ、整備事例を収集して複数案を検討、提案すること。

- a) 遺構の保存に関する計画
- b) 石垣等遺構の修復に関する計画
- c) 地形造成に関する計画
- d) 遺構の表現に関する計画
- e) 案内・解説施設に関する計画
- f) 修景に関する計画
- g) 管理施設及び便益施設に関する計画
- h) 公開・活用及びそのための施設に関する計画
- i) 周辺地域の環境保全に関する計画
- j) 地域全体の関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画
歴史や文化財等に加え、観光振興の側面からも検討を行うこと。
- l) 整備事業に必要となる調査等に関する計画
- m) 整備後の公開・活用に関する計画
- m) 整備後の管理・運営に関する計画
- o) 事業計画
 - ・年度計画（短期計画・中期計画・長期計画）
 - ・事業経費
 - 史跡及び関連する周辺整備に係る概算工事費・用地取得費の算出

3) 基本計画図の作成

- ・ 2) 整備基本計画の検討に基づき、以下の図面を作成すること。

- ・全体基本計画平面図（A1判 着色）
- ・基本計画平面図（A1判）
造成、植栽、施設、供給処理設備などを記載すること。
- ・部分平面図
エントランス、各曲輪、主要施設配置箇所について作成すること。
- ・既存施設平面図
- ・各施設イメージ図
各施設の概ねの規模・形状が分かるものを作成すること
- ・各建築物の立面図
各建築物の概ねの規模・形状が分かるものを作成すること。
- ・動線計画図
史跡内及び、摂津峡公園や主要駅、最寄りバス停等からの動線を設定すること。
- ・サイズの定めのないものについては、発注者との協議により決定するものとする。

4) イメージパース図の作成

- ・2) 整備基本計画の検討、3) 基本計画図の作成に基づき、芥川城跡のイメージパース図を作成すること。
- ・鳥瞰パース A2判着色×1枚、エリアパース A4判着色×4枚
- ・作図方法（CGまたはイメージスケッチ）は発注者との協議により決定すること。
- ・イメージパース図の作成にかかる打ち合わせ・校正のうち、2回程度は発注者、受注者、及び作成者が同席して行うこと。
- ・鳥瞰パースの作成にあたり、ラジコンヘリコプターまたはドローン等を用いた空中撮影等を行い、正確な描写や画角を検討すること。
- ・空中撮影に係る飛行許可等に関しては受注者において行い、使用する撮影機材については発注者の承諾を得るものとする。

5) 『史跡芥川城跡整備基本計画』本編及び概要版の作成

- ・『史跡芥川城跡整備基本計画』本編及び概要版として取りまとめ、印刷製本を行い、発注者指定の場所に納品すること。
- ・なお、文化庁、大阪府、委員会等の指示等により仕様等を一部変更する場合があります。

①仕様

【本編】

- ・A4判、150頁程度
- ・表紙、本文、付図、図版等（カラー写真及び折込図面等を含む）
- ・カラー印刷

- ・表紙：マットコート紙 135kg、本文マットコート紙 110kg
- ・無線綴じ
- ・文字校正 3 回、色校正 2 回

【概要版】

- ・A4 判、8 頁程度
- ・カラー印刷
- ・マットコート紙 135kg
- ・中綴じ
- ・文字校正 3 回、色校正 2 回

②印刷入稿用データ仕様

- ・Adobe 社 InDesign、Illustrator 等及び PDF
- ・保存形式、バージョンについては協議のうえ決定する。

③印刷部数

- ・本編 100 部
- ・概要版 500 部

6) 高槻市芥川城跡保存活用検討委員会の運営補助（3 回程度）

- ・資料作成

委員会及び事前説明等に使用する資料の印刷、製本を以下のとおり行うこと。
内容に応じて仕様変更する場合があります、柔軟に対応すること。

①仕様

- ・A4 判または A3 判
- ・カラー印刷
- ・簡易製本またはホチキス留め等、発注者の指示に従うこと。

②部数

- ・1 回あたり 40 部を目安とすること。
- ・必要に応じて、議会 100 部、地元説明会 30 部程度の印刷・製本を依頼することがある。
- ・会議出席
- ・議事録作成

7) 都市計画法に基づく都市計画決定に必要な資料作成

- ・各種図面の作成

(I 法定図面)

I - 1 総括図

- I-2 計画図
- (II 参考図面)
 - II-1 施設平面計画図
 - II-2 現況図兼字界図
 - II-3 区域図
 - II-4 その他の参考図面

・成果品の仕様（電子データ等による納品など）は、発注者との協議により決定するものとする。

8) 都市計画法に基づく事業認可に必要な資料作成

- ・申請図書の作成
 - (I 法定図書)
 - I-1 資金計画書
 - I-2 事業地を表示する図面（位置図、平面図）
 - I-3 設計の概要を表示する図書
 - (II 参考図書)
 - II-1 工程表
 - II-2 都市計画図
 - II-3 現況図兼字界図
 - II-4 区域図
 - II-5 土地所有状況図
 - II-6 土地所有者別表
 - II-7 その他必要な書類

・成果品の仕様（電子データ等による納品など）は、発注者との協議により決定するものとする。

9) 各関係機関との協議調整

- ・整備基本計画策定事業において関係する機関（地元組織、学識経験者、インフラ事業者、高槻警察署、文化庁、大阪府及び高槻市の関係部署など）との協議調整及び協議資料の作成
- ・各関係機関との個別の連携調整（必要に応じ適宜実施）
- ・協議録の作成

10) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、発注者指定の場所において着手時、中間4回以上、成果品納入時に行うものとする。

6. 成果品

以下の成果品を提出期限までに提出する。部数の指定がない場合、原則各2部提出すること。電子データについては、Adobe社Illustrator(ai)、Photoshop(psd)、tif、jpg、dwg、dxf等の編集可能な形式で、CD-RまたはDVD-Rにまとめて各2部納入すること。

- ・基本計画図：一式
- ・『史跡芥川城跡整備基本計画』本編：A4判×100部
- ・『史跡芥川城跡整備基本計画』概要版：A4判×500部
- ・イメージパース図：A2判着色×1枚、A4判着色×4枚
- ・電子データ：一式
- ・その他発注者が指示するもの：一式

7. 提出期限

成果品は令和9年3月31日までに提出すること。なお、訂正、追記等の必要が生じた場合、受注者はすみやかに訂正・追記等を行い、再度発注者の確認を受けること。

8. 土地の立入等

- ・受注者は、調査のためやむを得ず公有地および私有地に立ち入る場合は、予め土地所有者の了解を得て、住民との係争が生じないように十分注意しなければならない。
- ・受注者は、業務実施のために植物の伐採、工作物の一時使用をするときは、事前に発注者に報告するとともに、当該土地所有者および占有者の許可を得るものとする。
- ・現地調査等において、必要な場合は道路交通法に基づく手続きとして道路使用許可申請等を道路管理者および所轄警察署等に届けること。

9. 環境への負荷の低減および配慮

受託者は、業務委託に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷低減および環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。

10. 内部通報

受託者及び受託者が本件契約の履行のために業務等に従事させる者（以下「従事者」という。）は、本件契約の履行に際し、委託者の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第13条に基づき、その事実を甲に通報することができる。また受託者は、前項について、契約後すみやかに従事者に周知するものとする。

11. その他

- ・本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。
- ・受注者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報について漏洩や、本業務の目的外の利用をしないこと。
- ・本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、本市の許可なく他に使用、複製又は貸与してはならない。
- ・本業務を実施するうえで、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するとともに、成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受注者が納品前に適切な処理を行うこと（そのための経費は委託料に含む）。